

■特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）

（目的）

第一条 この法律は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引をいう。以下同じ。）を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

＜逐条解説＞

本条は、本法の目的を示したものである。

本法の主眼は、

① 特定商取引を公正なものとする ② 取引の相手方である購入者等が不当な損害を受ける ことのないよう必要な措置を講ずる	}	ことにより、
---	---	--------

(a) 取引の相手方である購入者等の利益の保護 (b) 適正かつ円滑な商品等の流通及び役務の提供	}	を達成することにある。
---	---	-------------

解説

1 本法は、訪問販売等において往々にして不公正な取引が行われ、あるいはまたこれらの販売方法が有する特殊性のために、取引の相手方である一般消費者等が不当な損害を被ることがある実態にかんがみ、これらの取引（＝特定商取引）の公正化及び取引の相手方の損害防止を図るため、次のような諸規定を設けている。

(1) 各取引類型ごとの諸規定

（略）

(2) ここでいう「取引」に関しては、原則は契約ごとを単位として本法の各規定の適用を判断することとなる。例えば、繰り返し商品を購入している場合においても、販売目的を明示しているか否かなどの行為は個々の契約ごとを単位として評価されることとなる。

また、「購入者等」とは、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売における顧客、契約の申込者、契約が締結された場合の商品及び権利の購入者及び役務の提供を受ける者、連鎖販売取引に参加する個人、特定継続的役務の提供を受ける者並びに業務提供誘引販売取引に参加する個人等を総括的に指称したものである。

なお、この場合、連鎖販売取引に参加する個人及び業務提供誘引販売取引に参加する個人の法律上の性格は「商人」であり、訪問販売等における通常の取引の相手方とはその性格を異にしているが、その実態は多くの場合いわゆる一般消費者であり、取引関係

に不慣れであることに基本的差異はないので、保護されるべき立場として同一に扱っているものである。

2 本法は、1の対策を講じることにより、「購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」をそのねらいとしている。

「商品等」とは、商品及び施設を利用し又は役務の提供を受ける権利である。

「商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし」とは、特定商取引が商品等の販売方法及び役務の提供方法の多様化の一環として健全な発展を遂げることが、消費者の利便の増進及び流通近代化の両面において期待される場所であるため、本法は取引関係の公正化等によって取引の相手方の利益の直接的保護を図るとともに、これらの販売方法を健全にし、適正かつ円滑な商品等の流通及び役務の提供を達成することを目的としていることを示したものである。

出典：特定商取引に関する法律の解説 平成 21 年度版（消費者庁取引・物価対策課、
経済産業省商務情報政策局消費経済政策課 編）